

マイナンバーを利用して添付書類の一部の提出が省略できます。

(窓口提出のみ)

1 提出を省略できる書類

ご準備いただく書類のうち、次の書類を省略することができます。

- 加入医療保険のわかる書類 (※マイナ保険証の利用登録をしていない方は省略できません。)
- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類

2 注意事項

次の注意事項をご承諾の上、申請してください。

- 個人番号(マイナンバー)を利用して、地方税関係情報を照会し情報を得るためには、該当者全員それぞれから同意(自署)が必要です。
- 所得や税の申告をしていない方は、医療費助成の申請を行う前に申告が必要です。(現に市町村から課税・非課税証明書の交付が受けられる方、未就労の18歳未満の方の申告は不要です。)
- 県から関係機関に加入医療保険・住民票・市町村民税の各情報を照会し、情報提供を受けて審査を進めるため、通常の申請より受給者証発行まで1か月ほど多くかかります。
- マイナンバーを利用して添付資料の一部省略を希望された場合でも、各情報を取得できないなど照会結果によっては、改めて紙の添付資料の提出をお願いする場合があります。
- 提出方法は、窓口での提出のみです(郵送不可)。

3 利用方法

(1) (様式)「個人番号(マイナンバー)提供書・兼同意書」を「記入例」を参考に記入してください。

- ① 申請者(受給者)住所・氏名を、マイナンバーカード上の表記どおり記入してください。
- ② 2～4について、□に✓を記入してください。
- ③ 【同一世帯員記載欄・同意欄】に世帯全員のフリガナ(世帯員の自署)、氏名(世帯員の自署)、マイナンバー、生年月日、保険種別等を記入してください。

※ 氏名欄は、同意する方それぞれが、ご自身の直筆で署名してください。

※ マイナンバー等の各項目について、記入間違いのないようご注意ください。

※ 未就労の18歳未満の方の直筆での署名は不要です(代筆可能)。

※ 未就労の18歳未満の方のマイナンバーの記入は不要です。

※ 「合算除外」については、裏面の【所得階層区分(月額自己負担限度額)について】をご確認ください。

【別途「世帯の市町村民税課税年額に関する申立書」を提出し、市町村民税(所得割額)課税年額の世帯合計が235,000円以上であり、自己負担限度額(月額)が20,000円で決定されることを了承される方について】

- ・ 2の「自己負担額階層区分が甲階層～ご提出ください」の□に✓を記入してください。(地方税関係に係る情報照会はありません)。
- ・ 3の□のどちらかに✓を記入してください。
- ・ 4の「イ 合算除外を希望しない方」のどちらかの□に✓を記入してください。
- ・ 【同一世帯員記載欄・同意欄】は申請者(受給者)欄を記入してください。
 - ※ 同一世帯員欄の記入は不要です。

(2) 申請書類等のその他必要書類をご準備ください。

※ 新規申請の方は、「肝炎治療受給者証の交付申請をされる方へ」をご確認ください。

※ 更新申請の方は、「肝炎治療受給者証の更新手続きのご案内」をご確認ください。

(3) (1)及び(2)でご準備いただいた書類を、窓口でご提出ください（郵送不可）。

ア 受給者が申請（窓口へ提出）する場合 … 次の（ア）と（イ）をご提示ください。

(ア) 本人のマイナンバー確認書類

(イ) 本人確認書類（原本）

<本人確認書類の例>

(例①) マイナンバーカード両面（1種類でマイナンバー確認と本人確認が可能です。）

(例②) 次のマイナンバー確認書類と本人確認書類

<マイナンバー確認書類>

次のいずれか

・マイナンバーカード
・マイナンバーが記載された住民票
・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
・通知カード（*通知カードに記載されている氏名・住所が住民票と一致している場合に限り）



<本人確認書類>

次のいずれか1種類<顔写真付きのもの>

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

上記が不可能な場合/次の写真なし書類から2種類各種健康保険の資格確認書、住民票、社員証、学生証、年金手帳、母子健康手帳など

イ 受給者の家族等の代理人が申請（窓口へ提出）する場合 … 次の（ア）をご提出ください。

(ア) 代理権の確認に必要な書類

・法定代理人の場合＝戸籍謄本

・法定代理人以外の代理人の場合＝委任状（任意様式）

(イ) 代理人の本人確認書類

(ウ) 受給者本人のマイナンバーが確認のできる書類（写しも可）

(イ) と (ウ) をご提示ください。

【所得階層区分（月額自己負担限度額）について】

○

所得階層区分は、市町村民税（所得割額）課税年額の世帯全員分の合計額に応じて次のとおりです。

合計額 235千円以上の場合 甲階層 自己負担限度月額 2万円

合計額 235千円未満の場合 乙階層 自己負担限度月額 1万円

なお、スマートフォンやマイナンバーカードの読み取り機能が付いたパソコンを利用して、マイナポータルの「わたしの情報について」から課税額などの情報を取得することができます。

○

申請者本人と住民票上同じ世帯の方であっても、所得階層認定の課税額合算対象から除外できる場合があります。

※ 除外要件（次の全てを満たさないと課税額合算対象から除外できません）

ア 配偶者以外であること（配偶者の方は除外対象となりません）

イ 申請者及びその配偶者が除外対象者と地方税法上扶養関係にないこと

ウ 申請者及びその配偶者が除外対象者と医療保険上扶養関係にないこと

エ 申請者から除外対象とする申立てがあること

○

課税年額世帯合計額が235千円以上の甲階層の方で、合算対象除外要件に該当する方があり、除外後の世帯合計額が235千円未満の乙階層になる方は、次のいずれかにより申し出てください。また、課税年額世帯合計額が不明な場合でも除外要件に該当する方がいらっしゃる場合は、念のため、申し出てください。

ア（様式）「個人番号（マイナンバー）提供書・兼同意書」の「4-ア」欄及び「市町村民税合算除外希望の有無、該当者」欄にて希望有に✓、除外要件該当者に✓し提出（※該当者未記入も可）

又は

イ「市町村民税（所得割）の課税状況調査票」の下欄に記入し提出（※課税年額欄未記入も可）